

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例
主管課	労政雇用課雇用対策室・保健福祉課
根拠法令等	

【改正の概要】

国の平成 24 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した「福祉・介護人材確保緊急支援事業」が創設されるとともに、その他の事業の実施期限が1年延長されたことに伴う改正

○第1条の改正

県内の厳しい雇用情勢に対処し、

- ①失業した派遣労働者、中高年齢者等に対する短期の雇用及び就業の機会の創出並びに生活及び就労の相談の総合的な実施
- ②失業して住居を失った生活困窮者等に対する就業等のための生活、就労、住宅の確保等の支援
- ③福祉及び介護に係る人材の安定的な確保 ← (追加)

を図るために要する経費の財源に充てるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金を設置する。

○附則第2項の改正

この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(改正) 平成 27 年 3 月 31 日

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

基金を活用して実施する事業内容

(1) 緊急雇用創出事業 (所管：雇用対策室)

非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、地域のニーズに応じた人材育成を行うほか、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業を実施

(2) 住まい対策拡充分 (本県予算事項；生活困窮者支援分) (所管：保健福祉課)

- ①住宅手当緊急特別措置事業 住宅を喪失し、又は喪失するおそれのある離職者に住宅手当を支給
- ②生活保護受給者・住宅手当受給者に対する就労支援員の配置 福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施
- ③ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ホームレス等の自立を支援するため、緊急一時的な宿泊場所の提供及びNPO等の民間支援団体が行う支援の事業を実施
- ④生活福祉資金相談体制整備事業 生活福祉資金貸付制度に係る県・市町社会福祉協議会の相談体制の充実・強化のための事業を実施
- ⑤福祉・介護人材確保緊急支援事業 (新設) (愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金から移管)
介護福祉士の潜在的有資格者の活用や新規参入を促進するため、人材確保対策のための事業を実施